（添付資料④）

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る仕様書

１．件名

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務

２．業務の目的

我が国で継続的に発生している高病原性鳥インフルエンザの感染経路について、渡り鳥等の野生鳥類がウイルスの伝播に関わっている可能性があるとの指摘がされており、高病原性鳥インフルエンザウイルスが希少種の生息状況等へ影響を与える可能性も懸念されていることから、野生鳥類の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況をモニタリングするために、国外からの渡り鳥等の野生鳥類から採取した検体の分析等を実施する。

３．業務の内容

高病原性鳥インフルエンザウイルス（A型インフルエンザウイルス）の保有状況検査を実施するため、各都道府県及び地方環境事務所等から送付される野生鳥類等より採取した高病原性鳥インフルエンザ診断用検体の分析を行う。また、検体の検査データの管理を行う。検体受入数の合計は、概ね 1,000 検体程度とする。検査対象となる検体は令和６年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務において受け入れ、未検査であった令和７年３月９日から３月 31 日分の検体及び本業務開始日（令和７年 4 月 1 日）から令和８年３月８日までに受け入れた検体とする。

また、令和８年３月９日以降３月 31 日までに到着した検体については冷蔵保存とし、次年度の当該業務の検査対象とするため、次年度の当該業務の請負予定者決定後、速やかに送付すること。

なお、検体受入数については、高病原性鳥インフルエンザの発生状況により変更契約を実施することがある。

ア　分析対象

（ア）渡り鳥等の野生鳥類から採取した総排泄腔粘膜及び口腔粘膜のぬぐい液またはこれらを懸濁した水溶液

（イ）その他、環境省担当官の指示による（飼養鳥や哺乳類由来の検体を想定）

イ　分析手順

野生鳥類等（飼養鳥や哺乳類も含む）より採取され、送付された総排泄腔粘膜及び口腔粘膜のぬぐい液、これらを懸濁した水溶液又は内蔵の組織片等より、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ａ型インフルエンザウイルス）のウイルス遺伝子を 10^4EID50/ml 以上の感度で検出可能な方法で、検体受入後２週間以内に診断を行い、必

要に応じて検出されたＡ型インフルエンザウイルスが、高病原性であるか否かをリアルタイム PCR や開裂部位のシークエンスといった、環境省担当官から指定された方法で確認した上で、速やかに環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に検体の採取日時、場所、対象種等と陽性、陰性、擬陽性等の診断結果の報告を行う。また、Ａ型インフルエンザウイルスが確認された検体については次世代シーケンシング等を用いた非培養系鳥インフルエンザＮＡ亜型決定法によるＮＡ亜型の確認を行い、原則野鳥監視重点区域解除までに、環境省に結果を報告すること。

なお、検査の結果、陽性と診断された場合には、直ちにその結果を環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に連絡するとともに、診断に用いた残りの検体は国際規格容器を用いて安全性を確保して環境省担当官の指定する研究機関（別途連絡）に移送する。また、診断に使用した安全キャビネット及び実験室の床・壁は「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/）に従って消毒・洗浄する。

また、必要に応じて遺伝子検査、ウイルス分離等に関しては環境省担当官が指示する検査機関（別途環境省担当官より連絡）に検体を送付する。

ウ　検体の種類

（ア）各都道府県及び地方環境事務所等において回収された死亡野鳥等の検査

環境省が示した死亡野鳥の検査基準に基づき、各都道府県及び地方環境事務所等が回収した死亡野鳥等の総排泄腔粘膜及び口腔粘膜のぬぐい液またはこれらを懸濁した水溶液

（イ）前年度未検査分の検体の分析等

令和６年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務において未検査であった検体（令和７年３月９日から３月 31 日分）について、分析を実施するとともに、結果の取りまとめを行うこと。

（ウ）環境省担当官の指示による検査

環境省担当官の指示による（ア）及び（イ）に含まれない検体（哺乳類の検査を依頼する場合に、内臓の組織片等、個体の特性に応じた検体を請負者に送付し検査を行うことを想定）

４．業務実施期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

５．成果物

（１）分析結果の速報

請負者は、分析が終了した時点において速やかに分析結果を速報として、電子メール等により環境省担当官に報告する（週報及び月報）。

（２）報告書

請負者は、分析結果を取りまとめた報告書を提出する。

紙媒体：報告書　10 部（Ａ４判　100 頁程度）※製本方法指定なし
電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R　２セット
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
提出場所　環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

６．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

７．情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

（１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

（２）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

　また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（３）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

　また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

８．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（２）本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

（３）本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和５年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和５年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室（TEL:03-5521-8285）

（４）本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

（１）以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集（EIC ネット https://www.eic.or.jp/library/dic/）

② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書（https://www.japaneselawtranslation.go.jp/）

（２）海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」

・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「″ ″」、「｀」「’」→「’」、「ー」→「-」

・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide（CO_2）

・環境省の略称は「MOE」（大文字）

２．電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

（１）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作

成したもの）
・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式　又は MPEG4 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

３．成果物の二次利用

（１）納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

　第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

（２）環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル（https://data.e-gov.go.jp/）」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html

４．その他

　成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。